

インターネット広告における 一体性の認められる表示、及び 景品表示法における広告表示に関する 責任の明確化について

2024年5月17日

(2025年4月2日一部修正)

日本貸金業協会

インターネット広告における一体性の認められる表示について

【貸金業者の広告に関する細則】

- I. 貸金業の業務に関して行う広告に関する遵守事項及び留意事項等
2. 貸付けの条件の広告に関する遵守事項等（法第15条）

貸金業の業務に関して行う広告であって、貸付けの条件について広告をするときは、以下(1)から(6)の事項を明瞭かつ正確に全て表示しなければならない（法第15条第1項、施行規則第12条第1項及び第3項）。ただし、インターネットを用いてこれを行う場合であって、バナー広告等を通して自社ホームページ等に誘導する場合においては、一体性を確保するための措置を講じ、誘導先のページにおいて貸付条件の全てが記載されている限りにおいて、誘導元の広告においてその一部のみを表示する方法も認められるものとする。

※2025年4月2日「貸金業者の広告に関する細則」の一部改正に伴い、適用される条文箇所の変更

貸金業法第15条に係る貸付けの条件等の表示について、インターネット広告においては、一体性が認められるものは誘導先での表示を可能としましたが、**一体性については厳密に扱われる必要があり、以下に記載しました2点を遵守しなければなりません。**

- ①バナー等の広告内において、貸付けの条件が遷移先に表示されていると資金需要者等が明確に認識できる表示。
- ②誘導先サイトにおいて、資金需要者等が明確に認識できる貸付けの条件の表示。

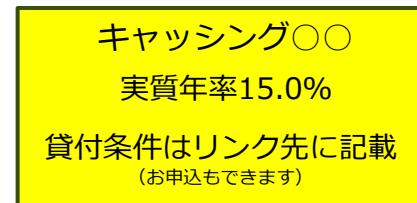
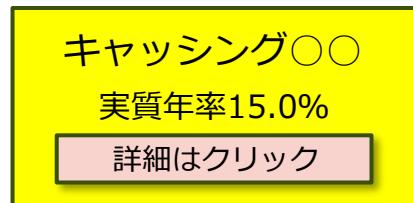
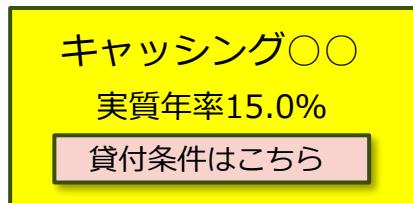
※リスティング広告のような文字数に制限がある広告においても同様です。

一体性が認められる表示例

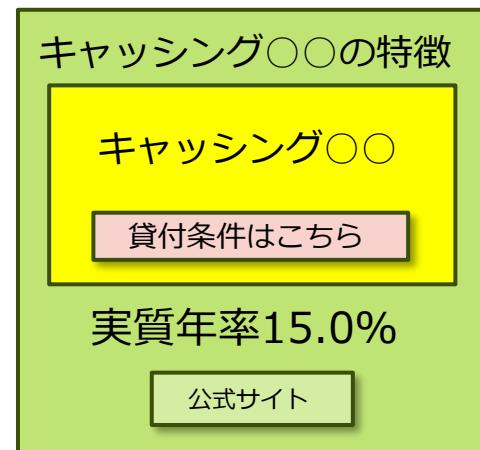
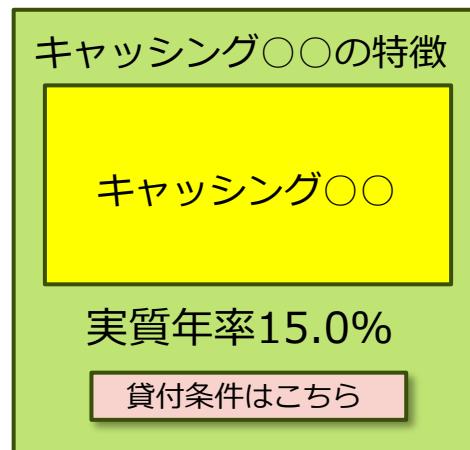
① 【バナー・アフィリエイトサイトの広告など】

貸付けの条件が遷移先に表示されていると資金需要者等が明確に認識できる表示

〈バナー等〉



〈アフィリエイトサイト等〉



※当該広告内に貸付けの条件の全てを表示することを妨げるものはありません。

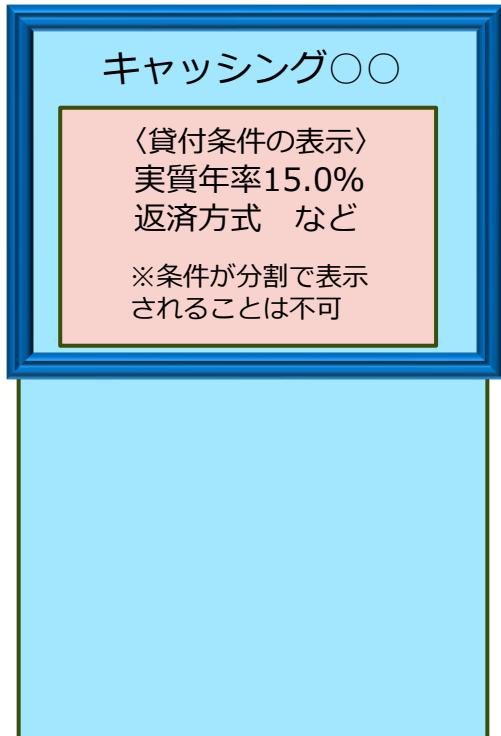
一体性が認められる表示例

② 【誘導先のHP・LPなど】

資金需要者等が明確に認識できる貸付けの条件の表示

①のバナー等のクリック直後に表示されるページに貸付条件が表示されることが望ましく、何度もクリック、または長大なスクロールが必要な場合は一体性がないと判断されるおそれがありますので、以下のような対応が必要になります。

貸付条件が同一画面内

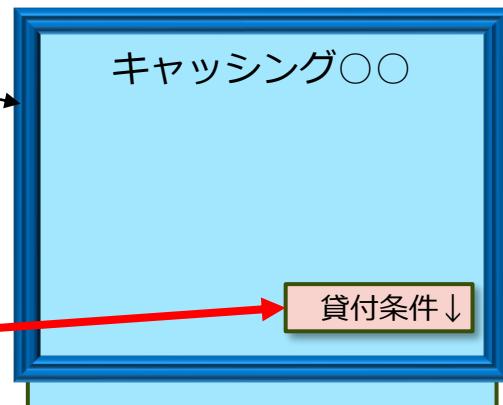


画面のフレーム
(①のバナー等をクリック直
後に表示 (PC・スマート
フォン等))

貸付条件が
1スクロール以上離れている場合

- ・クリックすることで貸付条件が表示されている箇所まで自動でスクロールされる
- または、
- ・カーソルでアイコンを触れることでポップアップ表など

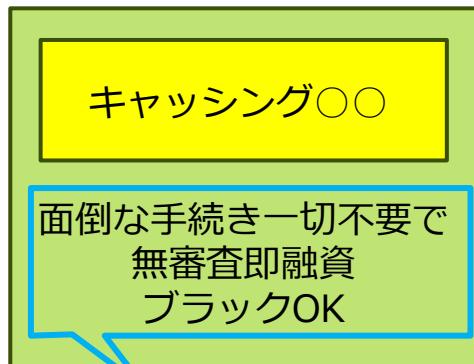
「打消し表示に関する表示方法
及び表示内容に関する留意点(実
態調査報告書のまとめ)」参照



景表法における広告主の表示責任

【資金業者の広告に関する細則】 1. 1. (1)において明確化された「不当景品類及び不当表示防止法（以下、景表法）その他の適用のある法令並びに告示及びガイドラインその他の準則を遵守する」について

【不適切なアフィリエイトサイト】



誇大な表現

左のような、アフィリエイターが制作したアフィリエイトサイトにおいて、アフィリエイト契約をした資金業者のバー（黄色）が表示されている場合に、資金業法第16条第1項・第2項等、その他関係法令に抵触する誇大な表現があっても、従来は『アフィリエイターが勝手に制作しているので関係がない』と主張することがありました。



景表法においては、アフィリエイト広告で資金業者が表示内容の決定に関与している場合や、アフィリエイターに表示内容の決定を委ねる場合にも、資金業者が行った広告表示とされます

また、上記に該当するアフィリエイト広告を行う資金業者は、次ページの対応が求められています。

【事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針】

景表法第26条における管理上の措置として、令和4年6月に、アフィリエイト広告のように広告を外部に委託する場合の管理上の措置の具体的な事例としての一部改正があり以下が追加されました。

アフィリエイターとの契約確認、情報の共有と管理、景表法の啓発促進、また、不当表示が明らかになった場合の迅速・適切な対応の措置を図る必要がありますので、**現在の契約内容が指針に基づいた適切な内容になっているか確認が必要です。**
なお、これは**ASPが仲介する場合も同様です。**

＜事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針＞の概要

消費者庁 2022年06月29日 公表資料 <https://www.caa.go.jp/notice/entry/029287/>

①景品表示法の考え方の周知・啓発

- ・自らまたはASP等を通じて、アフィリエイターに対して景表法の考え方を周知・啓発

②法令遵守の方針等の明確化

- ・法令遵守の方針に違反した場合の具体的な措置(契約解除、成果報酬の支払い停止等)について契約で明確にしておくなど

③表示等に関する情報の確認

- ・アフィリエイターに作成を委託した表示等を事前に確認することなど

④表示等に関する情報の共有

- ・表示内容の方針や表示の根拠となる情報を、アフィリエイターと事前に共有

⑤表示等管理するための担当者等を定める

- ・自社内で表示等を管理する担当者についてアフィリエイターに対しても周知
- ・管理担当者はアフィリエイターに対しても景表法について周知・啓発

⑥表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を取る

- ・アフィリエイト広告を行う事業者が表示等を含めた資料の保管など

⑦不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

- ・消費者からの相談窓口の設置
- ・不当な表示の早期是正・削除やアフィリエイターとの契約解除

①～⑦以外の措置の追加

- ・アフィリエイト広告が事業者の広告であることを明示するため、自らとアフィリエイターとの関係性を一般消費者が明確に理解できるよう、「広告」という文言の表示が望ましい
- ・(留意点)「広告」という文言の①表示位置(最初に見る位置に表示)、②大きさ(見ているページの文字の平均的な大きさ)、③色(背景と比べて明確に区別できる色)